○豊島区不健全図書類規制に関する条例

昭和60年６月10日

条例第23号

（目的）

第１条　この条例は、青少年の健全な育成を図るため、これを害するおそれのある図書類の販売、頒布等を規制し、もって青少年のための良好な環境を維持することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　青少年　満18歳未満の者をいう。

(2)　図書類　販売若しくは頒布又は閲覧に供する目的をもって作成された書籍、雑誌、文書、図画、写真、ビデオテープ、ビデオディスク、コンピュータ用のプログラム又はデータを記録したシー・ディー・ロムその他の電磁的方法による記録媒体並びに映写用の映画フィルム及びスライドフィルムをいう。

（平４条例38・平９条例34・一部改正）

（区民の責務）

第３条　すべて区民は、青少年を健全に育成するため、これを害するおそれのある行為から青少年を保護するよう努めなければならない。

（不健全な図書類の販売の禁止）

第４条　図書類の販売又は貸付けを業とする者及びその代理人、使用人その他の従業者（以下「図書類の販売者等」という。）並びに営業に関して図書類を頒布する者及びその代理人、使用人その他の従業者は、東京都青少年の健全な育成に関する条例（昭和39年東京都条例第181号）第８条の規定に基づき、東京都知事が青少年の健全な育成を阻害するものとして指定した図書類を青少年に販売し、頒布し、又は貸し付けてはならない。

（自動販売機による販売制限）

第５条　図書類の販売者等は、前条に規定する図書類を自動販売機に収納してはならない。

２　図書類の販売者等は、現に自動販売機に収納されている図書類が新たに第４条の規定に該当したときは、直ちに当該図書類を自動販売機から除去しなければならない。

３　前２項の規定は、法令又は条例の規定により青少年を入場させることが禁止されている場所であって、青少年が図書類を購入することができないところに自動販売機が設置されている場合は適用しない。

４　図書類の販売者等、自動販売機を所有する者、自動販売機を管理する者及び自動販売機の設置場所を提供する者は、青少年が図書類を容易に購入するおそれのある場所にあっては、第４条に規定する図書類以外のものであっても著しく性的感情を刺激し、又ははなはだしく粗暴性を助長する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる図書類については、これを自動販売機に収納し、又は収納させないよう努めなければならない。

（自動販売機の監視義務）

第６条　自動販売機の設置場所を提供する者は、当該自動販売機に第４条に規定する図書類が収納されているかどうか監視に努めるとともに、収納されている図書類が同条に規定する図書類であることを発見したときは、直ちにその旨を区長に報告するよう努めなければならない。

（立入調査）

第７条　区長は、この条例の施行に必要な限度において、図書類を販売する場所に当該職員をして立入調査を行わせることができる。

２　前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

（勧告及び通告）

第８条　区長は、第４条に規定する図書類が自動販売機に収納されているときは、直ちに当該図書類の販売者等に対し、当該図書類の除去を勧告するものとする。

２　区長は、前項の規定により勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、東京都知事に通告するものとする。

（委任）

第９条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、昭和60年10月１日から施行する。

附　則（平成４年７月３日条例第38号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成９年12月19日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。